

加地発電所（水力発電所）容量価値売却（発動指令電源）の単価契約

鳥取県（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が所有する加地発電所の発電容量を用いて、乙がアグリゲーターとして令和11年度容量市場に参加し、その収入に対する報酬を甲に支払うため、加地発電所（水力発電所）容量価値売却（発動指令電源）の単価契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、容量価値売却（発動指令電源）に関して、本契約及び鳥取県企業局財務規程（昭和38年5月20日鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（対象の発電所）

第2条 契約の対象となる発電所は以下のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力(kW)
加地発電所	八頭郡若桜町中原字外ノ岡1351番地2	1,100

（単価）

第3条 容量価値の契約単価は、1キロワットあたり金●●●●円（消費税及び地方消費税額金を含む。）とする。

（実効性テスト）

第4条 令和9年度に実施される実効性テストの時期及び回数は、甲乙協議の上、別途定める。

（報酬及び報酬等の支払い）

第5条 乙が甲に支払う報酬は、第3条に定める契約単価に実効性テストによって決まる期待容量（実効性テスト時）を乗じた額とする。ただし、報酬が減額される場合でも0円を下回ることはなく、乙から甲への請求が発生することは無い。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（売却期間）

第7条 容量価値の売却期間は、令和11年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（損害負担等）

第8条 甲の故意又は重過失による場合を除き、容量市場への供給力提供に関する損害（実効性テスト未達による市場退出ペナルティ及び実需給の契約容量未達による経済的ペナルティ請求）は、乙が甲に支払う報酬から減額することとする。ただし、その減額後の報酬が0円となった場合、乙は甲に対してそれ以上の損害負担等を求めることはない。

(契約の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の内容を変更し、または引取りを中止させることができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 乙が、本契約及び仕様書等で定める条件を遵守できないと判明したとき。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条の30の規定による特定卸供給事業の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (5) 乙が、令和11年度の容量市場において中国エリアに発動指令電源(アグリゲート)として電源等情報登録を行い、電力広域的運営推進機関との容量確保契約が解除されたとき。
- (6) 前各号のほか、乙が本契約に基づく義務を履行せず、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(違約金)

第11条 乙は、第10条の規定により本契約が解除されたときは、第3条で定めた契約単価に、令和9年度に実施される実効性テストで定まる期待容量を乗じて算定した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、容量価値売買について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ

ならない。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(権利譲渡等の制限)

第14条 乙は、本契約により生ずる権利義務を譲渡し、担保に供してはならない。ただし、甲の事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(費用の負担)

第15条 本契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第16条 本契約に係る訴訟については、鳥取地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(関係法令の遵守)

第17条 乙は、本契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第18条 本契約及び仕様書等に定めのない事項について必要が生じた場合、各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり合意が成立した証として本書を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙